



平成26年5月14日

各位

会社名 森永製菓株式会社
代表者名 代表取締役社長 新井 徹
(コード番号2201 東証1部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 杉浦 俊明
(TEL. 03-3456-0117)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成26年6月27日開催予定の第166期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役および社外監査役として有用な人材の招聘を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第32条（社外取締役の責任限定契約）および第42条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、第32条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記(1)の変更に伴い、必要な条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

| 現行定款 | 変更案 |
|-----------------------------------|---|
| (新設) | <u>(社外取締役の責任限定契約)</u> <u>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u> |
| 第 <u>32</u> 条～第 <u>40</u> 条（条文省略） | 第 <u>33</u> 条～第 <u>41</u> 条（現行どおり） |
| (新設) | <u>(社外監査役の責任限定契約)</u> <u>第42条 当社は、会社法第427条第1項</u> |

| | |
|----------------------------|---|
| <p>第 41 条～第 44 条（条文省略）</p> | <p><u>の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第 43 条～第 46 条（現行どおり）</p> |
|----------------------------|---|

3. 日程

| | |
|-----------------|----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 26 年 6 月 27 日（予定） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 26 年 6 月 27 日（予定） |

以上